

表 4-1 「臨海地域及び広島湾」の環境特性

項 目	環境特性
ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	<p>○広島湾に面する地域は流通拠点であるため、自動車による大気汚染、騒音が問題となっている。</p> <p>○広島湾は、これまでほぼ全ての年度において、海域の汚濁を表す代表的な指標である COD が、環境基準を達成していない。</p> <p>○広島西飛行場付近は、航空機騒音の影響がある。</p>
イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	<p>○地先地域は埋立てが進み、自然海岸、藻場及び干潟が消失している。</p> <p>○似島などの島しょ部の一部には、自然海岸が残っている。</p> <p>○元宇品には、広島県内でも有数の常緑広葉樹林がみられ、これに依存する動物相も豊かである。</p> <p>○八幡川河口の干潟は、西半分が埋立てによって失われたものの、全国的にも有名な水鳥の飛来地である。</p> <p>○江波山公園内にあるヒロシマエバヤマザクラは、市天然記念物に指定されている。</p>
ウ 人と自然との豊かな触れ合い	<p>○瀬戸内海に浮かぶ島々は美しい景観を形成しており、また、広島湾、似島、元宇品などは、瀬戸内海国立公園に指定されている。</p> <p>○元宇品は、海に触れ合える場や自然林散策の場として市民に利用されている。</p> <p>○八幡川河口干潟は、野鳥の観察の場として市民に利用されている。</p> <p>○似島は、親水機能をもった自然海岸が存在し、釣りやハイキングの場として利用されている。</p> <p>○江波山公園は憩いの場として、広島湾は釣りの場として利用されている。</p> <p>○広島湾は、牡蠣の養殖を主とした漁業が盛んに営まれている。</p> <p>○デルタ沿岸部には自然海岸や人が海と触れ合える空間が少ないが、島しょ部には未だ自然海岸が残っている。</p>
エ 環境への負荷	<p>○広島湾に面する地域は、工業地帯としてエネルギー消費量も多く、また排出される温室効果ガス及び廃棄物が多い。</p>

[出典：「環境配慮指針」（広島市、平成 11 年 6 月 1 日公告（平成 19 年 10 月 1 日最終改定））]

4.2 事業別の環境配慮事項

環境配慮指針で示される事業区分のうち、本事業は「工業系の事業」に該当する。工業系の事業として掲げられている環境配慮事項は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 「工業系の事業」の環境配慮事項

項 目	環境配慮事項
1 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 ○自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 ○施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ○地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
2 工業系の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業規模の設定、事業実施地域の選定が大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。 ○新製品の開発や新材料の導入など、新たな事業を展開するに当たっては、あらかじめ環境への影響について十分に検討し、新たな公害の発生や廃棄物、エネルギー消費及び温室効果ガス排出量の増大につながらないようにする。 ○有害化学物質による環境汚染が生じないよう、その製造、保管、使用、廃棄及び輸送に当たっては、適正な管理、処分及び施設の整備を行う。 ○工場等のゼロ・エミッションを目指し廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。 ○工場緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。 ○省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。

[出典：「環境配慮指針」（広島市、平成11年6月1日公告（平成19年10月1日最終改定））]

4.3 本事業の環境配慮事項

環境配慮指針に基づく「地域の環境特性」及び「事業別の環境配慮事項」を踏まえ、本事業の環境配慮事項を表 4-3 のとおりとする。

表 4-3 (1) 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	事業計画地の選定	○事業計画地は、マツダ工場内（工業専用地域）の土地を利用し、新たな土地の開発を行わないことで、周辺地域の生活環境及び自然環境への影響を回避する。
	工事に係る配慮	<p>○工事資材等の運搬にあたっては、計画地に隣接するバースを活用した海上輸送を行うとともに、陸上輸送も平準化した運行管理を行うことで、工事用車両の走行台数の削減や一時的な集中を回避し、工事用車両の走行による周辺地域の生活環境への影響を低減する。</p> <p>○建設機械は、排ガス対策型、低騒音・低振動型機械を採用するとともに、空ぶかしや過負荷運転を避け、周辺地域の生活環境への影響を低減する。</p> <p>○工事区域から退場する車両については、必要に応じてタイヤ洗浄などの対策を講じることで、工事用車両による粉じんの影響を低減する。</p> <p>○工事中に発生する排水については、場内に設置する沈殿池などで適宜濁りの程度を監視し、必要に応じて濁水処理を行う。</p> <p>○建設廃棄物や建設発生土については、その発生を可能な限り抑制した上で、有効利用に努める。</p>

表 4-3 (2) 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○排出ガス中の大気汚染物質対策として、適切な排ガス処理設備を導入することで、ばい煙の排出量を可能な限り低減する。 ○燃料となるアンモニアは海上輸送とすることで、供用時における資材搬入出車両による大気質、騒音、振動の影響を低減する。 ○発電設備は、至近民家から600m以上離れたマツダ本社工場内に設置することで、施設の稼働による騒音、振動の影響を低減する。 ○送風機や発電機などの主な騒音の発生源となる機器は、必要に応じて防音対策を講じることで騒音を低減する。 ○燃料として使用するアンモニアについては、ハード面・ソフト面から徹底した安全対策を講じることで、漏洩を防止するとともに、万一の事態における被害拡大のリスクを最大限回避・低減する。
	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○施設内で発生する排水は、マツダ工場内の総合排水処理施設で水処理を行い、公共用水域に排出する水質汚濁物質の負荷量が現在から増加することがないよう適切な措置を講じる。
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全	沿岸生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○アンモニア輸送船舶の着岸にあたっては棧橋形式を採用するなど、本事業に伴う新たな埋立や浚渫を実施しないことで、地形の改変による流況変化や沿岸生態系への影響を低減する。
人と自然との豊かな 触れ合い	潤いと安らぎのある 海辺景観の保全・創 造	<ul style="list-style-type: none"> ○広島市景観計画に基づき、景観重点地区（シーフロント地区）として周辺の風景に調和した施設のデザイン及び色彩を採用するとともに、敷地内に緑地を設置することで、景観の維持に努める。
環境への負荷	二酸化炭素の排出量 の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○アンモニア燃料を活用した発電設備を導入することで、既存発電設備に比べて二酸化炭素排出量を大幅に削減する。
	廃棄物の3R	<ul style="list-style-type: none"> ○事業により発生する廃棄物については、可能な限りの発生抑制、再利用、再生利用及び適正処理を行う。

(余 白)